

反障害通信

24. 7. 18

153号

なぜ、差別は許されないのか？

「人権」と反差別の関係

差別ということは資本主義社会では、人権問題として語られることが多いのですが、よく例に出しているのですが、自民党の片山さつき議員が、「人権なんて架空のことだ」ということをコメントしていた話があります。わたしも、同じようなことを言っていました。ただし、内容は真逆です。片山議員はどうも右派議員で、差別ということを否定しないむしろ、居直る意味で言っているようです。わたしは人権ということばのもつ意味の曖昧性や混乱を批判し、反差別ということでストレートに語っていくことを提起しているのです。「人権」という概念は、キリスト教文化圏の天賦人権思想から来ていて、そもそも神という存在自体が差別的なことを内包していて、そして、現実にある差別の問題をすべてとりあげられないし、むしろ隠蔽してしまうことになるからです。資本主義社会における土台的差別(註1)は、労働能力による差別です。また、同じく資本主義社会における典型的差別——貧富という「生産手段の所有からの排除」という差別問題があります。人権概念では貧富による差別はいくぶん問題にしなくても、貧富自体があるという差別を問題にしえませんが、だから、差別ということでストレートに問題をとらえ返していこうということになります。

なぜ、差別はいけないのか？

ところで、もっと根底的な問いかけが出てきます。なぜ、差別はいけないのかという問いかけです。

ひとつは、わたしは傷つけられるのは嫌だ、だから傷つけることのひとつとしての差別を否定するという論理です。ですが、傷つけられるのが嫌だということと、傷つけることが嫌だということは必ずしもイコールにはなりません。むしろ、そのことが切り離されてきて、差別がなされてきたのです。それを相互性の問題として、ルールなるものを形成していくこととして、差別されるのがいやならば、差別することも否定していこうという提起はなりたちます。だから、ひとはルールを作り、法なるものを設定し、そもそも論理破綻しているとはいえ人権概念なるものを作り出してきたのです。だから、「人権など架空の話だ」というひとには、差別ということも架空な話として差別等ないというのではないかぎり(註2)、差別は許されないとするのか、それとも差別的な関係を是とするのか、はっきりさせることです。それが保守と右派を分けることになります。

生物学的なところから差別を合理化する考え批判——食物連鎖の問題からのとらえ返し

一方で、議論以前に、差別ということが続いてきた現実的歴史があります。それを、物象化してヒトという種のもつ生物学的宿命としてとらえる論攷さえ出てきます。ダーウィン進化論の一面性、自然淘汰というところから強いものが生き残るというところで、差別

を合理化する論攷が出てきます。これについての批判は、すでに、文を書いています(『反障害原論』第三章二節・三節)。長くなるので、ここでは繰り返しません。

ここでは、差別を生物学的食物連鎖というところに求める論考も出てきていて、それへの屈折した批判の論攷がシンガーの人間中心主義批判によるひとの間の差別の合理化の主張として展開されています(註3)。感情がある動物は「知的に優れている」場合があり、そのような動物は食べてはならないという論攷を展開し、それだけに止まらず、パーソン論につながる、意識をはっきり示し得ない「ヒト」には安楽死を勧めるという論理です。こういう論理は、ひとを能力で差別することを推奨します。その終局として殺しさえ許す、ヒットラーのT4計画の論理に繋がります。ヒットラーの論理は、優れた者に劣った者が従うべきだ、という論理で、ひとの序列化を進める支配の構造は、総てのひとにとって不幸な社会です。そもそも、「知的障害者」を不幸な存在としてとらえているのですが、そもそも何を幸福・不幸とするのでしょうか？ 最も不幸なひとはひとを序列的にとらえるひとです。

感情労働(註4)の批判と同じで、感情のある動物を殺してはならない、ということは勝手に論じていけばいい話です。たとえば、ペットを家族の様に思うひとはそれはそれでそういうこととして皆の合意をとりつけていけばいい話で、そのように思わないひともいることで、それを否定することではありません。ただ、家族のように思うひとを慮って、動物虐待のようなことは止めようという提起も成り立ちますし、それをルールとして受け入れることも可能です。だから、動物は食べられないということは個人的な意思として他者が介入することではないにしても、食物連鎖的なところで動物を食べることを非難することも成り立ちはしません。食物連鎖を否定する人間中心主義批判は、ヒトを神なるもの、もしくは神なるものに準ずる存在として動物世界にも介入しようという話になってしまいます。それこそ人間中心主義です。ひとは動物であることから逃れられないとか、逆にひとは動物性を脱し得た存在であるとか、二つの対立的な議論がなされていますが、前者には物象化という概念でのとらえ返しが必要ですし、後者は科学批判の論考の中で、ベーコン的「自然の征服」なるものが何を生み出して来たのかというところでの批判が必要になります。それは二項対立的なことにはなりません。

そんな話以前に、ひととひとの間のことをどうするのかを問題にしなければならないのです。動物を殺していいかという問題以前に、ひとを殺してはならないということ自体が、なぜしっかりと定立出来ないのかを問題にしなければ行けないのです。二つ前の号151号の巻頭言の「戦争をなくすための試論」で書いた「何故戦争をなくせないのか」という議論が必要です。勿論、食物連鎖批判の議論ができるのは、そういう議論ができる余裕のあるひとの話で、そんな議論を進めることをさまたげることでもありません。余裕のないひとのことをわたしは優先的に立てます(註5)。

さて、まだひとを殺してはならないという論理の突き詰めがなされていません。

ひとの社会の特性からの差別の否定

他の生物でも社会を形成しているということを今西錦司さんが書いていますが、ヒトという種の特質は、協働して得た蓄積を共有化してコモンとして利用し得ることにあります。他の生物の種も「本能」——「DNA」という形で引き継ぐのかもしれませんが、ヒトと

いう種は、そのことを超えて、コモンを形成しているのです。ですから、ひとは助け合っ
ていきる存在として、ルールを作ろうという話になります。協働するうえで、関係がうまく
いかないと協働にならないから、ひととひととの関係におけるルールを作ろうという話
です。そのひとつとして差別はいけないというルールがつくられ、それを人権なる屈折し
た概念でルール化しました。ですが、二つの差別が除かれました。それは「能力による差
別」と私有財産制の継承ということでの差別です。前者はすでに述べましたが、「能力は個人
がもつ」ということは、そもそも資本主義社会の成立とともに始まった近代知の地平の
実体主義的世界観で、能力の内自有化ということから来ています(註6)。そもそも社会的に
蓄積されたコモンにそのアクセスが制限される、そのことから波及して、自らのことが自
らで決められないという差別の問題が起きてきます。それが、後者の「私有財産制」とい
うことと連動しています。高等教育の学費の有償化、値上げなどというのはほとんどない
ことなのです。「親ガチャ」ということばがそれを如実に表しています。時代錯誤の家族の
大切さなどを主張するのは、まさにこの差別を守ろう、私有財産制を守ろうという右派の
主張の軸になっているのです。

さて、ひとは強いものが生き残り、弱い者はほろびるしかない、という世界観・人間観
をもつひとがいるのですが(社会ダーウィニズムと言い表しうるのですが)、多分そういうひ
とは戦争も否定しないのでしょうから、社会にとって迷惑な存在なので、そのことを分か
るように話はするかもしれませんが、孤立していくことを身をもって感じるか、窮局的に
は、次の号の巻頭言になるのですが、ファシズム批判や戦争批判の話に繋がっていきます。
戦争とファシズムの反省がきちんとなされていないのです。そのことをなすきる中で、社
会の「根源悪」といえる戦争とファシズムを煽るひとたちを公的な場から追放して行か
なくてはならないのです。ファシズムの核としてある反差別というところできちんと批判を
なしきり、社会の思想的「根源悪」は、早期に解消するか、押さえ込まねばなりません。

反差別ということから社会変革の途をこじ開けていくこと

さて、世界の中で、反差別ということがそれなりに広がって来ています。勿論、非論理
的差別主義的感情でしかないことも、根強くあります。トランプ政権の登場、欧州右派の
台頭、プーチンファシズム、ネタニヤフのジェノサイドなどがまさにファシズムとして登
場してきています。それでも、特に性差別の問題での運動がそれなりに広がり、性的マイ
ノリティに対する認識が世論的な反差別の広がりを示しています。そして、ファシズムと
の対峙にキーとなるナショナリズム——民族排外主義、国家主義や人種差別主義への批判
を広め深めねばなりません。そして、障害差別批判は反差別の人間観や世界観のキーとな
っていきます。環境問題も、労働問題も、そして貧富の問題も反差別というところから、
その基底にある、差別の構造ということをとらえ返し、そこから個別差別を上向的にとら
え返していく作業が必要になっています。わたしの宿題、「社会変革への途」と「反差別原
論」をリンクしていく課題として展開していきます。

(註)

1 これはマルクスの唯物史観の定式化でいわれていることです。

実は、「経済学批判序説」とか「経済学批判要綱」の中で史的唯物論として出されている
ことに対して、晩期マルクス研究の中で、斎藤幸平さんはエコロジー的観点で、土台的な

ことを経済的関係を飛び越して、自然とおくようにして、自然と社会の二元論的な論調を出しています。たしかに地球がなくなれば、すべてのものが消え去るという意味でのエコロジー的観点が必須としても、このような事が出てくるのは、マルクスの唯物史観、経済的なことが土台としてイデオロギー的なことを規定することをとらえ損なっていること、また物象化論を押さえ損なっているところからきているのではないかと考えています。で、このことに対置するのは、マルクスの「自然化された歴史、歴史化された自然」という概念です。誤解のないように書いておきますが、エコロジー的観点を否定しているわけではありません。

2 杉田水脈議員がそんなことを言っていました。このひとは右派の宣伝塔で、論理など皆無で、差別主義的言動を繰り返しています。徹底的に追求して議員辞職させるか、そもそも比例枠で優先的に当選してきているので、自民党は「民主主義を否定する差別主義的党なのか」と自民党に公認させないようにするか、自民党自体を潰すしかありません。

3 シンガーの批判は故立岩さんの自身の最後の編集の単行本の中で出てきます。まだ、草稿ですが、たわしの読書メモ・・ブログ 677 / ・立岩真也『人命の特別を言わず』／言う』筑摩書房 2022」を書いています。

4 愛という名による「労働・家事・活動」の搾取ということがフェミニズムの中で突き出されてきました。これはそもそも家父長制と資本主義の重なり合いの中での搾取の問題で、そのことを押さえたところで愛という名の搾取を押さえることが必要になります。そのことを押さえたところで、資本主義的収奪を批判し、そのことを止揚したところで、どういふ社会を作っていくかというところで、動物と社会の関係を押し直さ直すことだと思えるのです。感情のある動物を殺してはならないという論理は、そもそも感情なるものが、そして感情があると感じるということがどういふ事なのかをとらえ返すことを欠落させているのです。食べるために飼っている家畜にも感情を感じることがあるのですが、それならばそもそも飼うということ自体を否定することですが、野生化した動物がひとをおそうことをどうするのかの議論もあります。そもそもペットを飼うこと自体が増えるままにしておくのではなく虚勢などすること自体が虐待になるのではという議論も出て来ます。そんな議論を抜きにして、個人的にベジタリアンになることは、そのひとの個人的思いとして誰も批判はしませんが、他者にそれを強要することには賛同できません。まして、シンガーのような議論が出てくるのは本末転倒のようなことです。

5 青い芝は「重度の障害者」の生きがたさを基底にすえる」として言いました。それと同じように、ひととひととの関係を基底にすえて、ひとと動物の関係を押しえていく作業をしなければならないのです。そうしないところで、シンガーのようなとんでもない論攻がでてくるのです。

6 「内自(有)化」ということは、元々ヘーゲルから来ている概念のようですが、それはマルクスを経て、廣松弁証法論に止揚的に受けつがれています。わたしが廣松物象化論を反差別論に援用しようとしているのは、この能力の実体主義的な内自有化批判から来ています。

(み)

(「反差別原論」への断章)(83)としても)

読書メモ

[廣松ノート (5)] の『弁証法の論理』の8回目です。もう一回、別編での展開を取り上げますが、本著そのものでは最終回です。

たわしの読書メモ・・ブログ 664 [廣松ノート (5)]

・廣松渉『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』青土社 1980 (8)

第十二信「叙述体系」と著者・読者

(この便・章の問題設定)「この書翰はヘーゲルやマルクスの体系構成法を解説するものではない旨を最初からお断りしておりましたものの、迂生のひそやかな心積りでは、マルクスが『資本論』でとっていると思われる「上向法」について多少なりとも立ち入る予定でおりました。」368P としつつも、「別稿を期した方が良さそうです。」368P とし、「もう少し積極的に言えば、学兄が『マルクス主義の理路』第一部および『資本論の哲学』を本翰と読み併せてくださる際には、迂生の思い描くマルクスの体系構成法の輪郭が浮かび上がることかと信じます。」369P としています。実際には『資本論』の体系構成法についても導入的に触れています(「二 著者と読者との「協働」的概念把握」)。

さて、もう少し先送りにする課題を出しています。「尚、弁証法における「運動論」「因果論」の処理に関する件ですが、この問題を「存在様相」論と絡めて討究する心意をいっぞや申し述べておきましたけれど、これは暫く留保したいと念います。と申すのは、最近ふとした機会に雨宮民雄氏(東大文学部哲学科助手)が恐らく画期的と呼んでよい時間論・空間論・運動論の構築を懐いておられることを知りましたので、雨宮理論を本格的に検討したうえで、卑見を固め直したいと考えてのことです。(雨宮民雄「アキレスと亀——運動論の再構築のために」『現代思想』一九七九年十一月号)。迂生の理解するかぎり、氏の時間論や運動論は拙著『事的世界観への前哨』所収の「時間論のためのメモランダ」その他における暫定的な着手の撤回を要求する態のものとはは思えませんし、第九便で「変化の当体」にふれた所論を廃滅するものとも思いませんけれど、迂生としては氏の新理論を勘案したうえでなければ軽挙に過ぎると憚る次第です。時間・空間・運動については、当然『存在と意味』のなかでもふれますが、雨宮理論が一通り発表された時点で、主題的な一文を以って答えることにしましょう。」369P

一 体系にとっての「端初」とエンドクサ

(ここまでの便とのリンクと、この節の問題設定)「爰ではひとまず、第六便までに申し述べた一連の事項を念頭に置いて頂くと便利です。「上昇」「下降」の問題、「端初」の設定と「展開」の論理、併せて、ヘーゲルにおける für es と für uns の構制、さらには、ヘーゲルが事実上“仕掛け”ている著者と読者との、いな“読者”と裡なる“対話”の機制など……」370P

第一段落——学理体系は“読者”の“共犯的”理解を俟って甫めて存立すること

「学理的体系というものは仮令(「たとえ」のルビ)創唱者が発表したとしても、誰からも理解されないとすれば存在しないも同然ですし、学理体系は“読者”の“共犯的”理解を俟って甫(「はじ」のルビ)めて存立します。この意味において、学理は“著者”と“読者”と

の協働によって成立するという言い方さえ可能なほどです。ところが、旧来の体系構成法にあっては、理論体系が発表されさえすれば、まるで哺乳ビンで流し込むかのように“読者”に受け留められるかのごとき暗黙の想定になっている看があります。なるほどロギケー (*Logiker* 論理学者) と区別されるレトリケー (*Rhetoriker* 修辞学者) がギリシャ以来あり、印度では為他比量の論理が発達したにしても、体系的展開の方法論そのもののうちに“著者”と“読者”との対話構制を自覚的・方法的に組み込むという配備はなかったのではないのでしょうか。このような配慮は、たかだか、説教や教授の技術に関わるものとしてしか扱われてこなかったように見受けられます。迂生としては、しかし、単なる文章作法上の技術的配慮という域を超えて——この域ならば、なるほど体系的叙述で多かれ少なかれそのことを勘案しなかったものは却(「かえ」のルビ)って無かったと申すべきでしょう——著者と読者との“対話的構制”を体系構成法そのものに方法論的に組み込んでしかるべきであると考えます。」 370-1P

体系構成法の“権利”上の限界性の対自化「この提言はとかく技術的な次元のこととして受取られるのではないかと不安です。が、迂生が申しているのは、「端初」の設定や「展開」の論理そのことの実態を直視しつつ、体系構成法の“権利”上の限界性を対自化する次元の話です。もしも、絶対的端初があり、また、絶対的論理があるとすれば、託宣の流儀で叙べれば済むかもしれません。(往時の著者たちは慥かに託宣の流儀で述べました)。だが、しかし、原理にせよ論理にせよ、それが歴史的・社会的・文化的に相対的であり、たかだかエンドクサ(広汎に承認されている思念)にすぎないとすれば、端初の設定にしる論理の展開にしる(単なる技術上ではなく事柄の本質上)“著者”と“読者”との“共犯的”な暫定的営為でしかあり得ない道理です。——勿論、著者と読者との対話的構制を方法論的に組み込むということは、パラダイムの歴史的・文化的な相対性の自覚というメタ・レベルでの省察ではなく、現に止往するパラダイムの地平の内部での配備に懸かります——。」

371P

エンドクサからの弁証法的展開「学理的体系は、しかしエンドクサを単に追認するものではありませんし、そもそもエンドクサなるものが単純に追認するような形で転ってはおりません。苟くも創造的な理説であるからには、エンドクサを準拠枠(*frame of reference*)にせざるをえないという基底的な構図を免れることこそ、不可能だとしても、既成の諸々のエンドクサをも批判的に卻けつつ新しい見解を押し出す(*geltend machen*)のであり、“著者”としては世間的意識にとって(*für es*)既成的な“知”を批判することにおいて“読者”の当初的な“知”とも対質する所以となります。」 371P

「著者と読者」との対話的構制ということと「*für es* と *für uns*」という構制とのリンク「爰において「著者と読者」との対話的構制ということと「*für es* と *für uns*」という構制とがリンクすることになります。「読者」と「世間的当事意識」とが重なるのは、厳密に言えば当初的局面だけだとも申せませんが、実際問題としては“知”の主題的方向ごとに“討究の初期的各位相ではその都度両者がほぼ重なる”と言うこともできましょう。「読者」は或る時には「当事意識」(*es*)と重なり、或る時には「著者」と偕(「とも」のルビ)に「われわれ」(*wir*)を形成しつつ、*es* の“知”を批判的に止揚します。精確に言えば、「読者」は「著者」との“対話”を通じて「*Es*」の準位を自己止揚しつつ、「著者」とのあいだに「われわれ」

を形成するわけですが、この過程の進行を通じて「われわれ」の“知”的準位が高まって行き、最終的に「著者」の体系知と合一するに及びます。」371-2P

ヘーゲルの観望と対話の両面性「抽象的・図式的議論から、そろそろ具象的な議論に移る運びですが、以上の図式的な立論に縁って、学兄はヘーゲルが右に申し述べた構制の或る部面を彼一流の仕方、「神秘化」(マルクスが批判して言う意味での *Mystifikation, mystifizieren*)しつつも、巧みに活用している次第を想起されたことと念います。——ヘーゲルは、なるほど「著者」「読者」ということを明示的には持出しませんし、彼の謂う「われわれ」(*wir*)にも多義的なところがあります(そのひとつが「観望」なる概念です)。しかし、『精神現象学』の場合、彼は「われわれ」と称する“学知”その実は“著者”の体系知の最終的な高みを神的な“絶対知”と僭称しつつ、「当事意識」(*es*)を順次的な「経験」を通じてそこへと高める手続を採るわけですが、それは「読者」を *es* のドクサの準位から当のドクサの内在的な批判を通じて「著者」のエピステーメの準位へと“共犯”的に高める仕組みにほかなりません。——尤も、第三便で指摘しておきましたようにヘーゲルは『精神現象学』においてすら「われわれ」(*wir*)には「観望」(*zusehen*) (註)しかさせない建前をとっており、従って彼の建前からすれば、対話的な構制は積極的には存立しないことになっております。だが第三便で申した通り、ヘーゲルの立論を「読む」者は、或る時には当事主体の立場に身を置き、或る時には著者たるヘーゲルの立場に(われわれということでも捲き添えにされて)身を置きます。ヘーゲル自身は、当事主体と積極的に対質しませんし、自分の見解を強引に押し付けることはしません、「読者」は当事主体の立場と著者(ないし「われわれ」)の立場とを対話させます。例えば、「これは個別である」という一者の主張と「これは普遍である」という他者の主張との“内なる対話”的対質です。読者は、この内なる弁証法的対話を通じて、自ら“向上”します。それも、著者ヘーゲルの論述に納得するかぎり、当事主体の寄りの見解から「われわれ」寄りの見解へと進みます。「われわれ」は決して一気に高尚な反措定はしませんから、一步一步、引き上げられていくことになります。当事主体寄りの見解から「われわれ」の別見を勘案した見地へ向上が達成された新しい準位、それが次のステップでの当事意識の次元とされ、そこであらためて「われわれ」の反措定を機縁とする“内なる対話”が読者の“内”で進行する。『精神現象学』では大略このような仕掛けになっている、と申せましょう。「読者」の“内なる対話”においては、対象的二契機と能知的二契機とが、読者の内的営為において四肢的な構造連関におかれるわけです。こうして、読者は自分の内部で四肢的構造の論理機制を“自演”させられ、この自演的向上を「当事意識」の向上的展開の観眺と見做してしまう次第です。」

372-3P

(註)この読書メモをとるに当たって、最初のメモで、いくつかの宿題を課していました。その一つ(宿題①)が、わたしかが *für es* と *für uns* をひっくり返してとらえ返してしまっていた、という笑い草のような話です。そのことをここで中間的にとらえ返しておきます。ヘーゲルのエンドクサ的観望として *für uns* と、廣松さんの *für uns* を区別していなかったところで起きていた錯誤だったのですが、ヘーゲルのエンドクサたる観望としての *für uns* をテーゼとして押さえ、被差別者の当事者性としての *für es* をアンチテーゼとして押さえ、廣松さんのいう第三者的・学的 *für uns* のジーンテーゼに至る、ヘーゲルの正・反・合に習

いつつも、ヘーゲルの限界性をアウフヘーベンしつつ、新たな正・反・合、テーゼ・アンチテーゼ・ジーンテーゼの弁証法的な展開をとらえ返して、わたし自身の反差別論の中で、展開していく必要があると考えている次第です。これは中間総括的な話で、以降の廣松さんの文を押さえる作業をしていきます。

この項のまとめと次ぎ項への誘い「我々の場合、ヘーゲルのように読者を狡猾的に操るのではなく、当の構制を自覚的に方法論化しつつ、それを繰り込んで体系構成法を樹てねばならない道理ですが、まずは「端初」の設定の場面から考えて行きましょう。」 373P

第二段落——「端初」の設定の問題

(この項の問題設定)「学理的展開においては「端初(「アルケー」のルビ)(原理・原基)をどう設定するかが第一の大問題であることはあらためて喋々するまでもありません。端初の設定は、学問体系の個別的分野においても勿論真摯に図らるべき方法論上の課題をなしますけれど、「哲学」(第一哲学)の場合にはことのほか深刻な課題をなします。——この間の事情については、プラトンの弁証法とアリストテレスの論証法、さらにはヘーゲルの端初論などに即して、第一便で見ておいた通りです。」 373-4P

アリストテレスの「推論」の四種「アリストテレスは、彼の謂う広義の「推論」(シュロギスモス)を四種に分けていることを第一便で紹介しておきました。／第一に「論証」、つまり、「真実なる最初のことどもから出発しておこなわれる推論、ないしは、真実なる最初のことどもから認識の端初がつかまれるような前提を起点とする推論」。／第二に「弁証法的推理」、つまり、「一般に承認されている意見」(エンドクサ)から出発しておこなわれる推論。／第三に「争論的推論」、つまり、「エンドクサのようにみえて実はそうではないもの」から出発しておこなわれる推論。／第四に「誤謬推論」、つまり「幾何学やそれと同類の諸学においてよく起こる」ことだが、「その学問に固有ではあるが真実ではない想定」から出発する推論。／これら四者の相違は、出発点の立て方、端初命題の認識論上の権利に応ずるものです。第四の「パラロギスモス」を「誤謬推論」と訳するのは誤解を招くもとですが、慣用訳に従いましょう。これは普通の意味での“誤てる推理”ではなく、認識論上の権利づけを欠く“個別的諸学に固有の”“公理的前提”から出発する推論であることに留意ねがいます。」 374P

アリストテレスの端初論「ところで、アリストテレスは、「論証的推論」(アポダイクシス)の出発点となる「真実なる最初のことどもというのは、他のものの故に [間接的・媒介的]ではなく、それをみずからの故に [直接的・自証的に] 信憑されることどもの謂いである。けだし、学知の原理(「アポケー」のルビ)においては、何故にということをもそれ以上探究すべきではなく、原理はみずからにおいて信憑されるものでなければならない所以である」と言っています。／実際問題としては、しかし、直接的に自明な絶対的原理「それ自らの故に信憑されることども」を直截に把えることは人間わざでは出来ません。そこで、彼の師たるプラトンは「上昇」(エクバシス)の途と「下降」(カタバシス)の途とを区別し、まずはヒュポテシス(仮説)から出発する上昇の途によってアニュポテトン(仮説ではない)たる善のアイデアに到達しておき、この絶対的アルケーから下降するという方法を立てた次第でした。——アリストテレスとしても、藪から棒の議論では駄目であることを承知していたかぎりでは、あの第二の弁証法的推理による“上昇”を考慮しております。「原理というもの

はすべてのうちで第一〔最初・根本〕のものであるから、当面の学問に固有の諸原理からそれを論ずることは不可能であって、個々のものに関するエンドクサからそれを究明しなければならない。このことは弁証法に特有な、乃至は少なくとも固有な仕事である。弁証法は吟味検討に適しており、それゆえ、あらゆる方法的学問の諸原理へと近づく道を保持している」と彼が『トピカ』のなかで書いていることは、これまた第一便で紹介しておいた通りです。」 374-5P

エンドクサとしての端初論「それでは、「弁証法的推理」(ディアレクティコス・シュロギスモス)の出発点となる「一般に承認されている意見 *ἐνδόξα*」とはいかなるものであるのか? アリストテレスは「すべての人々に、または大多数の人々に、ないしは知者〔学者〕たちに、そして知者という場合、すべての、または大多数の、もしくは最も知名で評判の知者たちに認められていることどもの謂い」であるとコメントしております。だが、このような「エンドクサ」が実際には第三の「争論的推論」の出発点になる「エンドクサのようにみえて実はそうでないもの」にすぎない惧れをどのようにして免れ得るでしょうか。そういうエンドクサに比べれば、まだしも、第四の「誤謬推理」の出発点をなす「諸学に固有の原理」のほうが信用できるとは言えないでしょうか。アリストテレスとしては、第三・第四の場合には、エンドクサすらないことは一般に承認されているという了解に立っていたものと思われます。その点、第二の「弁証法的推理」は<エンドクサであると思念されているエンドクサ>からの出発ということになりましょう。」 375-6P

「学兄は、それでは所詮ドクサにすぎないと言われるかもしれません。考えてみれば、しかし、絶対的な原理にまで「上昇」できるとすれば、出発点は単なる「ドクサ」(臆見)であろうと「エンドクサ」であろうと、あまり気にしなくてもよい筈です。問題の焦点はむしろ、果たして「上昇」の途によって絶対的な原理にまで到達することがそもそも可能かどうかという点です。そして、この件については、ヘーゲルの『精神現象学』における“上昇”の弁証法の論理構制の検討をおこなったさい、善のイデアとか絶対知とかいう“アニュポテトン”に到り着くと言う方法論的な保証がないことを指摘しておきました。」 376P

マルクスの方法論「爰でマルクスの方法論が想起されます。マルクスは“上昇”と“下降”の両途(彼の用語法では「下向」と「上向」の両途)を一応区別しつつも、“上昇”の途を学理的な体系構成法からは除外して、もっぱら“下降”的な叙述体系を自覚的に採ります。——第四便での紹介と指摘を想起して頂けると便利ですが、マルクスのように、理論の歴史的・社会的・文化的な相対性を自覚する者にとっては、絶対的出发点(下降のための絶対的「端初」)などありえません。或る時代の或る文化圏の人々が“絶対的な原理”だと思念する提題がたとえあったとしても、それは所詮エンドクサ以上のものではありません。勿論、そういうエンドクサたる“原理”から“下降”することは可能です。そして、現に、マルクスとしてはまさにそういう“下降”(彼の謂う「上向」)を試みます。が、しかし、この「上向」はエンドクサからの出発であるかぎり、認識論上の権利においては上昇の途と峻別されるものではありません。／こうして、学理的展開はいずれにせよエンドクサを起点にせざるをえない以上、——そこには、一応、より抽象的一般的な“原理”へ遡行する方法と、より具象的特殊的な“定在”に降下する方法との区別はありえますけれど——“絶対的な原理”への“上昇”と称する方法論的過程は学の体系にとって、必須的・

内在的な契機ではなく、たかだか予備的な手続になります。勿論、この過程が全く不用だとか、価値が低いとかいうのではなく、学理的体系(叙述体系)にとっては“埒外”という意味です。マルクスは、このゆえに、「下向の途」(“上昇”の途)を学の方法から“括り出し”てしまい、体系構成法としては「上向」法だけを残します。」376-7P

ヘーゲルの弁証法的途行きの試行「惟えば、アリストテレスが“下降”の途、つまりアポディクティケーこそが真の方法であるとしたさいには、絶対的アルケーを定立できるという了解のもとに、そのアルケーから出発すれば足ると考えてのことだったのかもしれないが、ヘーゲルの場合すでに微妙です。彼はなるほど、一旦は学の体系第一部と銘打った『現象学』で“上昇”法を試みました。しかし、後年の体系では、論理学を体系の第一部としつつ、「有」からの“下降”法だけを体系的な方法とするに到ります。彼が「円環運動」を云々するさい、折線状の上昇・下降ではすまないことをいち早く自覚していたと付度されます。そして、いずれにせよ、絶対的な端初へと上昇しようとする前記の試みも絶対的な始元から下降しようとする後期の試みも、ヘーゲルでは方法論的に成功していないことは確かであり、マルクスが固有の仕方「上向」(“下降”)法を採ることにしたのはヘーゲルの轍からしても肯綮にあたります」377P

「われわれ」の結論「われわれとしても、体系構成法としては、高々エンドクサたるものからの“上向”法を採るしか道がなさそうに思えます。」378P

第三段落——マルクスの上向法は、“上昇法”と“下降法”との“総合”

(この項の問題設定)「エンドクサを出発点にするといっても、謂うところのエンドクサは必ずしも一義既定的ではありません。そのうえ、エンドクサから出発する途行きは、“上昇”であっても「上向」ではないのではないかの疑義も出そうです。——迂生は、これまで、マルクスの「上向」「下向」をプラトンの“下降”“上昇”と構図的に対応づける流儀で綴って参りましたが、それは学説史の背景や論脈を顕揚する一具にすぎず、方法論的な内容に立入ってみれば、マルクスの「上向法」は決してアニュポテトンからの“下降”法と同列ではありません。マルクスの「上向」が、アリストテレス流のアポディクシスと異なることは無論のこと、ヘーゲル流の“下降”とも大いに異なることを銘記する必要があります。迂生のみるところ、マルクスの弁証法とヘーゲルの弁証法との径庭は、後者が観念的に「逆立ち」しているとか「歴史性と論理性とを不当に一致させている」とか、この種の事柄に関わるだけでなく、よしんばそこから派生するものだとしても、種々の場面で存立します。尤も、ここはこの件そのものを詳論すべき場所ではありませんので、とりあえず、マルクスの「上向法」は、或る意味では“上昇法”と“下降法”とを一種独特の仕方“総合”する配備になっている旨を示唆的に申しておきたいと念います(註)。この旨を誌せば「エンドクサ」からの“上向”という言い方の奇矯さが幾分かは薄らぐのではないのでしょうか。」378P

(註)これも宿題にしていた課題です(宿題②)。ヘーゲルの三位一体的展開ということはそのまま受け入れがたいことではないかとは押さええます。さて、マルクスや廣松さんがどこまで、この「三位一体」といことを突き出していたのかということ、下降と上向がはっきり分けられるわけではないというところで、認識論=存在論という「近似値的一体性」とらえてはいたとは言えるのではないかとは押さええます。勿論ヘーゲル的な絶対精神

の自己展開としての弁証法を否定したところの話で、確かに、三つの論・課題はからみあってはいますが、独立した実体でもないわけなので、「三位一体性」という表現は妥当ではないとは言えます。が、論理学も含めた「三位一体性」とは言えないところでの、「総合」という概念で押さえていくことではないかと考えています。これも中間総括的な話で、以降の廣松さんの文を押さえる作業をしていきます。

著者自身の展開としての原始函数態としての措定「上向法的な体系構成の「端初」は、われわれの場合、第六便で申しましたように、比喩的に言えば、一種の“原始函数”的な「抽象的・普遍的」単純態のかたちで措定されます。茲に“函数的”と記すのは、われわれの謂う“抽象的普遍態”は伝統的な抽象態(捨象の残渣)とは了解を異にし、ロッチェ・カッシーラー流の函数的「補完(「エルゼツェン」のルビ)」の所産として、多くの“変項”を有(「も」のルビ)つ“函数概念的・関係概念的”な普遍態であることに応ずるものです。(「原始函数」という標記は、数学上のテクニカルタームと二重写しにされる惧れはよもやあるまいと思いますけれど、素より、それを微分しさえすれば現与の函数態が導来されるといった単純な仕掛けを考えているわけではありません。)」 379P

「端初」の設定をめぐる問題性「ところで、学理的展開の「端初」が抽象的・普遍的な単純態であるということは、必ずしも公理的な単純命題を直截に体系的な形で提示するところから始めることの謂いではありません。もしも、学理的体系がエンドクサをそのまま追認的に体系化する態(「てい」のルビ)のものであれば、まさにエンドクサの公理的体系化の手法で理論体系を構築することも可能なことでしょう。但し、これは、エンドクサなるものが内部的に矛盾撞着を孕んでいないことを前提条件にします。現実には、しかし、エンドクサを分析・検討してみると、部分的な系ならばともかく、総体的な系としては、恐らく矛盾律を孕んでいるのが常態の筈です。従って、普遍的・総体的な世界観の体系の場合、上記の前提条件はおよそ非現実的であると言わざるを得ず、当の手法は期しがたい所以となります。が、仮りに、そのようなエンドクサの追認的体が現実に入りうると認めたとしても(因みに、部分的な系としてならば、歴史上の事実問題として、その存立を認めることができるように思いますけれど)、苟くも創造的な哲学体系の場合、エンドクサのうち尠なくとも或る種のを卸けて新しい原理を持込もうと図るので、既成のエンドクサをそのまま追認する流儀で公理的に体系化することは論外です。——とすれば、「著者」(新しい体系の創唱者)は、自己固有の原理、つまり、エンドクサに牴触する新原理を端的に押し出すのほかはないということでしょうか？ 或る意味ではそうだと申せます。そして、それが“公理的”提題の体系的提示というかたちをとることも一概には卸けられません。……とはいえ、体系的構成法の論理からいえば、原理が原理として理解(実質上の「提示」)されるその局面から体系的展開が始まるのであって、それに先行する論述は所詮“前梯”にすぎないので、前梯的叙述なしに済ませ得ればそれに越したことはない道理です。「端初」の設定をめぐるこのような状況のもとにあつて、われわれとしてはどのような途を拓くことができるのでしょうか？」 379-80P

端初の設定の相対性「念のため再確認しておくかたちになりますが、「端初」は——著者自身の思索においてはしかるべき根拠と手続にもとづいて設定されるものであるとはいえ、——体系内部の論理構造からいえば、論理上端的に「最初のもの」であり、先行する根拠(前

提)によって媒介されていないという意味で「直接態」です。それは、論理上の脈絡でいえば、“無根拠”なものにすぎません。このかぎりでは、論理的には、何を以って端初とすべきかは規定できません。裏返していえば、何から始めようと論理的には禁圧される謂われはなく、端初の設定は自由自在です。但し、以上はあくまで論理上の“無媒介性”“無根拠性”に即した話であって、著者自身の企図からすれば「端初」の設定はそこから展開される全体系によって規制されております。だが、体系の全体性による規制というだけならば、ヘーゲルが企図した「円環」構造は措くとしても、或る種の公理的体系において現にみられるように、端初を設定する仕方は一義的とまで言えません。ここで、「読者」という予期される“共犯者”の在り方が勘案されます。が、このモメントを勘案しても猶「端初」をどう設定するかは一義必然的ではありません。——こうして「端初」の設定は諸々の制約条件によって実際的には規制されるとはいえ、所詮は相対的です。このことは「第一哲学」的な体系だけでなく、それに基づく分科的諸部門についても妥当します。」 380-1P

まとめと次項へのつなぎ「以上、「上向法」的な体系構成といえれば兎角“一義必然的”な端初の設定を含意するかのごとき臆見が根強い事情に鑑み、「端初」の設定が所詮は相対的であることを態々(「わざわざ」のルビ)再確認しつつ、併せて、配慮すべき幾つかの点を示唆的に申し述べて参りましたが、今やわれわれなりの構案を積極的に開陳する段取りです。」 381P

二 著者と読者との「協働」的概念把握

(この節の問題設定)「ここでは、ひとまず、世界観の基幹的構制に関わる“第一哲学”の次元での「端初」設定をめぐって考えておきたいと念います。」 381P

第一段落——哲学の「世界」の「総体的」「把握」 381-4P

(この項の問題設定)「哲学は「世界」の「総体的」「把握」を志向するものであると屢々自称します。この言い方は恐らく、個別的分野の研究者たちには笑止千万な科白(「せりふ」のルビ)ないし傲慢不遜の言辞に聞こえることでしょう。しかし、それは「総体的」「把握」ということの含意に関する誤解に起因する面が多分にありそうです。哲学者のなかには慥かに、傲慢な体系家もないわけではありませんが、総体的把握と称するさいの志向内実は必ずしもそう不遜なものではなく、むしろ謙抑であるようにも見受けます。」 381-2P

日常的に経験するこの世界「世界」を「把握」すると一口に言っても、そのさい「世界」という言葉でいかなるものを指称しているか、「把握」という言葉でいかなることを了解しているか、その内実は区々に岐れます。ここでは既存の“第一哲学”を学説史風に辿ることはおろか概論風に整理する違もありませんし、その必要もありますまい。われわれ自身にとっての課題を劃定する方便として若干配視すれば足ります。——哲学者たちのうちには「世界」というとき、われわれが日常的経験する世界とは別の形而上学の世界を意味するむきもありますけれど、迂生としては「世界なるものをさしあたり日常的に経験するこの世界の謂い」とします。ところで、哲学的な「世界把握」というとき、或る種の哲学者たちは、世界とは何か(本質)を規定することだと考えております。この見地では、世界の日常的現相はそのままの真実態・真実在ではなく、その内奥ないし背後に真実在が存在しているという了解のもとに、その真実在とやらを認識することが哲学的「把握」だとされます。この見地と両立不能というわけではありませんが、別の或る哲学者たちは世界が如何様に

現存するかを規定することが「世界把握」だと考えます。この立場では、対象的世界が如何なる“実質的成分”から形成されているかかの究明もさることながら、むしろそれら“実在”の在り方を規定している「法則」性の究明が志向されます。これらの哲学者たちは、世界の日常的な経験的現相をそのまま追認的に記述することでは満足せず(これに自足しようとする哲学的立場もあるのですが)、日常的世界現相を在らしめている“原理”を把握しようとする者と言えます。迂生としても、日常的世界現相の単なる追認的記述では自足せず、「現与の世界現相が如何にして可能であるか」を把握しようとする姿勢のかぎりでは、論者たちと共通するところがあります。しかしながら、「現与の世界現相が如何にして存在するか、如何にして存在可能であるか」の究明は、歴史的媒介性、構造的媒介性、等々、多角的なアプローチが可能であり、伝統的な仕方での“本質存在”“実質存在”“法則規定”の探究は所詮一面的にすぎると迂生は思います。「世界現相の現実是如何にして存在可能であるか」、その被媒介的な存立機制の把握は全面的・総合的に遂行されてしかるべき筈です。ヨーロッパ哲学における伝統的な“世界把握”は、単に一面的という点に難があるのではなく、世界の被媒介的な存立性を説明すべく、世界を斯く在らしめている「もの」(これが“本質”と呼ばれようと、“実質”と呼ばれようと、“法則”と呼ばれようと、その他、呼び名が何であれ)「自存的存在者」を“原理的な存在”と想定してしまっているところに難点があります。このような実体主義的存在了解は、相互媒介的・相互反照的な関係規定の結節項を即自的な存在と錯認することに由来するものであって、われわれの体系においては、当の伝統的・日常的な物象化的錯認そのものをも(それが如何なる機制で成立するかを解明しつつ)系統的に止揚して行く課題を裡(うち)に含む次第となります。」

382-3P

まとめと次項へのつなぎ「われわれ自身にとっての“第一哲学”の課題は、こうして「日常的な経験世界の現相は如何にして存在可能であるか」、この「世界」の被媒介的な存立機制を把握すること、——抽象的一般的に記せば、斯様に規定することができましょう。／この課題に応じて、われわれの「端初」の設定の仕方も規制されます。それは、内容的には「下向」的研究を通じて「現相世界の被媒介的存立機制」を対自的に整形化した「抽象的・普遍的な単純態」としてのあの「原始函数」の措定にほかなりませんが、今やこの課題は、この「端初」を「読者」に理解されうるかたちでどのように提示するかです。」383-4P

第二段落——「フェノメナルな世界」のとらえ返し 384-8P

(この項の問題設定)「われわれは、形而上学的な超絶的世界について論述しようとするのではなく、日常的・経験的な世界について叙述するのですから、「読者」とのあいだに初めから接点をもち得るものと期待できます。……人々は、各自の体験や教養に応じて既成観念に滲透された相での世界像を抱懐しておりますので、経験的なこの「世界」なるものが実は多義的です。そこで、斯々然々(「かくがくしかじか」のルビ)として規定的に了解する既成観念上の“規定性”を悉(「ことごと」のルビ)く排却して世界現相を如実に視凝(「みつ」のルビ)めよと要求したとしても、現実問題としては、既成観念を悉皆(「しっかい」のルビ)排却してしまうことなど出来ない相談というものです。このことを承知したうえででもなおかつ、われわれとしては既成のドクサによる“規定的措定”を可及的に排却した相で主題たる「世界」を読者と共有したいと庶幾する以上、「読者」に対して既成の規定

的定立を可及的に「括弧に入れる」(einklammern)ように求めざるを得ません。それは、所謂フェノメナルな世界現相を如実に諦視するよという要請に帰向します。判り易くというよりもむしろ比喩的に言えば、それは、既成観念と自覚される一切の規定的措定を排却しつつ、童児の眼に映ずるであろうごとき相での此の「世界」を表象して愜しいという要請です。(このさい庶幾される“存立定立”の“括弧づけ”は定在(「ダーザイン」のルビ)定立だけでなく相在(「ソーザイン」のルビ)定立にも関わります)。このようにして表象される相での世界、つまり、向くの童心に映ずるであろうがままの「フェノメナルな世界」現相なるものは所詮フィクションめいたものにすぎないのかもしれませんが。それは、エンドクサを悉皆排却したものでありえないどころか、むしろ、ミニマルなエンドクサを“純粹に”具現したものであるべきでしょう。が、われわれの出発点にとっては、この最小限(「ミニマル」のルビ)の“純粹”なエンドクサで以ってとりあえず間に合います。」384-5P

フェノメナルな世界「フェノメナルな世界が現前する」(現相世界が有(「あ」のルビ)る)というエンドクサ——フェノメナルな世界が即自的に分節態の並存相を呈するかぎりでは、「フェノメナの聚合(「しゅうごう」のルビ)が有る」というエンドクサ——、これがわれわれにとっては出発点になります。／このように誌しますと、学兄は、それでは「フェノメノン」乃至「フェノメノンが有る」ということが夫子の謂う体系的展開の「端初(原理)」なのか？ と反問されるかもしれません。が、迂生の考えでは、右に述べたかぎりでの「フェノメノン」乃至「フェノメノンの存在」ということがそのまま直ちに「端初」(原理)なのではありません。／尤も、或る意味ではフェノメノンが端初には違いないのですが、誤解を防ぐためには、フェノメノンがそのまま原理なのではない、という答え方が優ります。この間の事情については若干のコメントが要りそうです。」385P

承前「まず、或る意味ではフェノメノンが端初であるには違いないという容認の側からコメントします。」385P マルクスの『資本論』からの援用です。「マルクスは『資本論』本文の劈頭「資本主義的生産様式が支配的におこなわれている社会の富は“巨大な商品集成”として現われ、個々の商品がその富の原基形態として現われる。われわれの研究は、だから、商品分析を以って始まる」と書いていること、これは御記憶の通りです。経済学的対象という特殊な領域に関わる分科的体系の端初と第一哲学プロパーの端初とを安直に類比するのは危険ですが、われわれの場合、マルクスの表現になぞらえて書けば「フェノメナルな世界は“巨大なフェノメナの集成”として現われ、個々のフェノメノンの分析を以って始まる」ということになります。ここにおいて、マルクスの謂う「商品」が「端初」だと言えるとすれば、それに類する意味でわれわれも「フェノメノン」が「端初」だと言うことができます。——只今「とすれば」という条件をつけたのは、先の引用文で指称されている「商品」がそのまま「端初=原理」だと言い切れるか、少なくとも二要因の規定でベグライフェンされた相での商品を俟たねばまだ「原理」とは言えないのではないか、このような問題の余地が残るからです。(因みに、『資本論』では次のパラグラフから早速に二要因の規定がおこなわれますが、『経済学批判』では「一見、ブルジョアの富は巨大な商品集成として現われ、個々の商品がその富の原基定位として現われる。各商品は、しかし、使用価値および交換価値という二重の視点のもとに自己を示す」という書き方になっており、二要因の規定までが冒頭パラグラフに明記されております)。——ついでに申しておき

ますと、マルクスが『資本論』の第一パラグラフで謂う「富が巨大な商品集成として」「個々の商品がその原基形態として現われる」（『経済学批判』では「一見……現われる」）というのは、まさに“商品世界”の現相についてのエンドクサ(しかも、この領界におけるミニマルなエンドクサ)に照応するものと言えましょう。このかぎりでは、マルクスも『資本論』体系の冒頭ではエンドクサにおける現相に定位して「主題」を提示していると言えましょう。」 386P

前述の提言の中身と同調「われわれにとって、或る意味では「エンドクサ」たる「フェノメノン」が「端初」だということができる旨を上述した含みの一斑をいまや御理解いただけたものと念います。」 387P

ここで「ところで、もう一つ注釈をつける形になりますが」として「嚮に「エンドクサからの“上向”」という一見奇矯な言い方をし、マルクスの場合、或る意味では“上昇”と“下降”とが一種独特の仕方で“総合”されている」と申しておいたことに関連して、此処でありうべき疑義に答えておきましょう。」 387P と前述した内容を掘り下げる展開を持ち出しています。

ヘーゲルとマルクスの端初の違いをめぐる論致です。「われわれの場合、「フェノメノン」というエンドクサを出発点にすることは「下向」の途になりはしない、という疑義を生じ得ます。人は、フェノメナルな世界というのは、ヘーゲルでいえば『精神現象学』における最初の部位、つまり、“上昇”（“下向”）の端初に類するものではないか、と考えるかもしれません。フェノメナルな世界は、マルクスが「上向」の起点に据える「抽象的・普遍的な単純態」とは違い、却って“具体的”なものではないのか？ 答は勿論「否」です。このさい、マルクスの謂う「具体的」の意味を誤解しないことが肝要だと思えます。日常用語では“感性的経験に直接的に現われるもの”を以って“具体的”と呼ぶことがありますけれど、マルクスの用語法では違います。もしそうなら「商品—貨幣—資本」と上向するさいの「商品」のほうが、直接には摺みがたい「資本」よりも「具体的」ということになってしまうでしょう。マルクスは「規定性」の多寡で「具体的—抽象的」を概念的に区別している次第なのです。——とすれば、われわれが出発点で定位する「フェノメノン」は、よしんば感性的経験に即応するとしても、既成観念上の規定性を可及的に排却した相で現前するのですから、決して「具体的」ではなく、まさに「抽象的」ということになります。学兄としては、この点までは認めたくえでもなおかつ、「フェノメナルな世界」はヘーゲルの『現象学』での“上昇”の起点に類すると言われるかもしれません。慥かに、感性的・経験的という点に止目すれば、そのような見方もありえます。しかし、マルクスがフェノメナルに現前する商品を出発点にしつつ、或る意味では“上昇法”と“下降法”とを“総合”しているという前掲の論点が生きる所以でもあります。フェノメノン」は規定性に関してミニマルな(従って、抽象的・普遍的で単純な)エンドクサなのであり、*sinnliche Gewissheit*(感性的確信)や *Wahrnehmung*(知覚=真理把握)といったドクサとは次元を異にします。ヘーゲルの“上昇”の途の起点になる「感性的確信」は、感覚知こそが具体的・個別的で真実であるという私念(「ドクサ」のルビ)であるのにひきかえ、われわれの謂う「フェノメノン」は上述の通り、諸々のドクサを可及的に排却し、真理性の要求に関わる「存在定立」を悉く「括弧に入れ」た「抽象的・普遍的な単純態」なのです。」 387-8P

第三段落——「端初」の設定について 388-95P

「フェノメノン」は、こうして「抽象的・普遍的な単純態」であり、「上向」の「端初」に据えられうるとしても、それが単にミニマルなエンドクサたるかぎり、あの“函数的普遍”態としての“原始函数”ではありません。先に「フェノメノン」がそのまま「端初＝原理」であるとは言えない旨を記した所以でもあります。——このことが、また『資本論』第一パラグラフの「商品」をそのまま「端初」とみなせるとすればという条件付で嚮に云々した折、「少なくとも二要因の概念規定を俟ってはじめて」真の「端初」設定になるのではないか、という問題にふれた際の含意にも関わることは申し添えるまでもありますまい——。「端初」の設定は、或る意味では、“原始函数”の提示を以って甫（「はじめ」のルビ）めて実質上おこなわれるとも申せます。が、“原始函数”とやらをいきなり定式化されても「読者」には全く理解出来ないという場合も一般論としては考えられます。ここにおいて“原始函数”をどのようにして提示するか、工夫を要する次第です。」 388-9P

「フェノメノン」と「原始函数」との関係「われわれの場合、もとより、「端初」として、あの「フェノメノン」と「原始函数」との二つが別々にあるわけではありません。われわれの謂う“原始函数”は「世界」の現定在・現相在の被媒介的存立機制を「下向」的研究を通じて対自的に把握しつつ“補完的・函数概念的”な手続を通じて措定した最も抽象的・普遍的な函数的成態(関係概念・構造概念)であり、これの汎通的な妥当性に負うてそれは「フェノメノン」の「存立構造」にも妥当します。それゆえ、「フェノメノン」の存立構造を分析的に対自化することにおいて“原始函数”を覚識することができます。」 389P 真鍋研究のシュミレーションモデル？

更なる反問設定——複雑な具体相を「再生産」できるか？「無用のコメントかもしれませんが、ミニマムのエンドクサたる「フェノメノン」の存構造を対自的に把握した“原始函数”を「端初＝原理」にしたのでは、極めて複雑な世界の具体相を「上向」的に「再生産」(マルクスの謂う *ein geistig(精神的) Konkretes(具象)の Reproduktion*)することは覚束ないのではないか、というありうべき危惧を鎮めておきます。——“原始函数”はまさに複雑きわまりない世界の定在・相在の具体的な存立構造を「下向」的研究を通じて“抽象化”した所産であり、それは、しかも、伝統的な抽象＝捨象の残渣なのではなく、ロツェ・カッシーラーの所謂「函数化的補完」の成果(*Resultat*)なのですから、具体相へと到る上向的展開のポテンシャルティを保有しております。それがさしあたり「フェノメノン」という抽象態に即して分析的に対自化されうるのは、“原始函数”が「世界＝函数的成態」の最も抽象的で普遍的な形であるということと相即する普遍妥当性に拠ってです。「原始函数」は「フェノメノン」にしか妥当しないのではなく、汎通的に妥当と申せば趣意が通ずるでしょうか。」 389-90P

「原始函数」に関する論攷の深化「偕、普遍妥当性をもつ当の「原始函数」——は、単に「フェノメノン」においても対自的覚識され得るという域を超えて、実は「フェノメノン」に即してこそ最も直截に把捉され易いという事情にあります。けだし、「フェノメノン」は諸多の規定性が排却(括弧づけ)された抽象的単純態であるため、“函数成態”の側での抽象的単純態と即応させ易いからです。——いつぞや「有機醸成型」の系列体系に関して、そこで抽象的・普遍的な単純態を最も良く具現している現実の存在体ということになれば、

原始的単細胞生物にそれを求めることができる旨を申し述べたことがありましたけれども——「フェノメノン」は「原始函数」を直截に具現した現実の存在体であるという言い方も許されると思います。」 390P

「著者」と「読者」の協働による措定「われわれの謂う「原始函数」が、こうして、ミニマルなエンドクサたる「フェノメノン」において体現されており、従って「フェノメノン」の存立構造を分析的に対自化することによって顕揚されるとしても、この対自的把握（「ベグライフェン」のルビ）を「読者」に促し、そのことによって単に熟知的(bekannt)なフェノメノンを概念的に認識された(erkannt)「フェノメノン」たらしめるのは言うまでもなく「著者」の提示的表現と「読者」の“共犯的”理解との協働においてはじめて「原始函数」態で概念的に把握された「フェノメノン」としての「端初」が措定される次第です。」 390P

マルクスの『資本論』における実践としての「商品」の端初設定——四肢構造論的展開

「学兄は、ここで、マルクスの場合を、想起されることでしょうか。彼は「読者」の眼にフェノメナルに「現われる」「商品」、このエンドクサにおける「商品」を「分析」してみせ、まずは「使用価値」および「価値」という二要因を概念的に規定し、単なるエンドクサにおいて熟知（「ベカント」のルビ）な商品を概念的に認識された（「エルカント」のルビ）「商品」として提示（読者における対自化）します。が、迂生のみるところ、「端初」たる「商品」の規定的提示は、対象的二要因の指摘をおこなった（「第一節」の範囲）だけではまだ終わりません。学兄は、『資本論』首章第二節での「労働の二重性論」は、商品とは別の「労働」という主題についての議論だったと理解されるでしょうか？ マルクスの論述は、一見したところ、第一節では商品における対象的二要因を論じ、第二節では商品において対象化されている主体的“二要因”を論じているかのように見えます。事実、第二節でいち早く、主体的“二要因”と対象的二要因とが対応関係におかれております。しかし、首章を最後まで、つまり、第三・第四節まで読んでいきますと、第一・第二節、わけても第二節での論述が暫定的なものであり、首章全体の有機的叙述によって「端初」たる「商品」の概念的把握がようやく一応の完成をみる形になっていることが判ります。（このさい、マルクスの論述が教科書風の明快な形に整理されているかどうかは別問題です。『資本論』の成立史、再版における改訂などを追体験してみると、何分にも事柄そのものが難題であるうえに、読者の理解を慮らねばならず、マルクス本人としても論述に難渋しており、明快な叙述への仕上げを期待するのは望蜀（ぼうしよく）というものでしょう）。そもそも「商品」なるものは、日常的な思念（「ドクサ」のルビ）においては単なる物的存在、対象的存在として意識されますけれど、マルクスのベグライフェンする「商品」は決して単なる対象的存在ではありません。成程、第一節の範囲では、それは二要因を具えた対象的存在の相でとりあえず規定されております。がしかし、エンゲルスが『経済学批判』の書評のなかで誌して言葉を援用していえば、「経済学は商品を以って端初とする。……生産物が商品であるのは、しかし、人と人とのあいだの関係……がそれに結びついている限りにおいてである。……経済学は物を取り扱うのではなくして、人と人のあいだの諸関係……を取り扱うのである。尤も、この諸関係はつねに物と結びついており、物として現象する」というのがマルクスの了解であり、「商品」なるものを単に対象的二要因を具えた事物という相で受け留めるに止まるならば、それはマルクスが『経済学批判要綱』このかた厳しく批判しているたぐい

の「物神崇拜」(フェティシズム)すなわち「社会的諸連関を事物に内在的な規定性とみなして事物に所属させ、そうすることによって事物を神秘化してしまう物神崇拜」にみずから陥る所以となりましょう。——マルクスが第三節で説いているところを併せて理解するとき、第二節での「労働の二重性」は“商品世界”の人間関係の反照規定たる“主体的二重性”に照応するものであり、「物として現象する」「商品」は「人と人とのあいだの諸関係」をも「事物に所属」させた相で現前するものにほかなりません。そして、商品の対象的「二要因」も、事物そのものに内属する規定因という相で一応現われるとはいえ、主体との関係、間(「かん」のルビ)主観的な関係との反照規定であるのが実態であり、敢て言えば、それは上述の“主体的二重性”ともリンクします。このかぎりでは「商品」という関係規定態は、対象的“二重性”と主体的“二重性”との二重の四肢態、つまるところ、四肢的契機から成る関係規定態であると言うこともできると思います。マルクスとしては、第三節における間主観的な関係の反照規定の開示、第四節における物象化の秘密の剔抉を俟って、「商品」という「端初」(原基的存在)を都合“四肢的”契機の関係規定態として“提示”しているわけで、考えよう次第では、首章全体が「端初」としての「商品」の概念的把握提示に当てられているとみることも許される所以です。」 391-3P

「四肢的構造」の定式化としての“原始函数”という「端初」(われわれの場合、『資本論』の輦(しか)みに倣うには及びませんが、「フェノメノン」の存立構造の分析的対自化を通じて、それは四肢的構造成態として提示されます。——われわれの謂う「四肢的契機」とそれらの「構造的連関」の内実については、『世界の共同主観的存在構造』このかた色々な機会に申し述べて参りましたので、ここでの復唱は割愛しましょう。——謂う所の「四肢的構造」を尤も抽象的普遍的な位階で定式化したものがわれわれの“原始函数”にほかなりません。そして「四肢的構造」の規定性において概念的に把握された「フェノメノン」(四肢的構造成態として概念的に措定されたフェノメノン)、それが即且対自的(アン・ウント・フェア・ジッヒ)な「端初」を成します。」 393P

“原始函数”の規定性において能媒介性を有つ「端初」(嚮に、或る意味では「ミニマルなエンドクサ」たる「フェノメノン」が「端初」であると申したのは即自的な端初(始元)(ファンク)の謂いであり、当のエンドクサが必ずしも端初ではないと申したのは、即且対自的な端初(原理)(アルケー)ではないことの謂いであったこと、今やこのことを御諒解いただけたと念います。即自的な直接性におけるフェノメノンが“原始函数”的構造性において被媒介性を対自化され、「四肢的構造成態としてのフェノメノン」という相で即且対自的に統一されたもの——そして“原始函数”の規定性において能媒介性を有つもの——、これがわれわれの体系構成における「端初」たるべきものです。」 393P

「われわれ」の途行きによる認識の向上「即自的な“端初”たるフェノメノンが「読者」においてその被媒介的な存立構造を対自化されるのは、ミニマルなエンドクサの当事(「エス」のルビ)意識態勢を「著者」が分析してみせることに負うてですが、当初的局面にあつては「読者」の意識態勢はミニマルなエンドクサの「当事的意識」一般と重なっておりますので、「著者」による「エス」の分析を「読者」が“共犯的に”理解するかぎり、それはとりもなおさず「読者」の自己分析的対自化にほかなりません。——当の事態は「エス」に関する「著者」と「読者」との協働的分析という視角で把え返せば、「エス」に対する「わ

れわれ」の認定だと言うこともできます。但しこのさいの「われわれ」は、当面の叙説準位での“著者”と「読者」とが形成するものであって、直ちに最終的な“絶対的”学知としての「われわれ」ではありません。「われわれ」そのものが累進的に形成され向上して行く構成になります。」 393-4P

分科的諸部門における「同趣」の措定「以上では“第一哲学”の次元における「端初」の設定をめぐって申し述べましたが、——行論中マルクスの『資本論』を引き合いに出すことが許され得ると迂生が考えた所以でもありますけれども——、迂生としては、分科的諸部門においても構制上は同趣的だと考えます。成程、“同趣”という言い方は軽率かもしれません。分科的諸部門の体系構成は、第一哲学によって(従って、第一哲学の端初によって)先立たれているのですから、分科的諸部門の“端初”は“上位”の学理体系から帰結的に“導かれる”と言われるべき所以です。体系が完成している暁には慥かにその通りです。しかし、当面、或る領域的体系がひとまず志向される場合には、そこでの「領域的アルケー」の設定の仕方については、当該の主題的領域を学理的分科領域として劃定せしめるかぎりでのエンドクサのミニマムを即自的な端初としつつ、当該領域に汎通的に妥当する普遍的函数態で以ってそれを概念的に措定し返すという手続が採られるべきであること、この含みで、“同趣性”を嚮に申した次第でした。」 395P

まとめと次筋へのつなぎ「原基的に言えば、しかしながら、慥かに、個別的な分科領域での先行的な体系化は全体的体系の構成の途次における“下向”的手続の一環に位置するのであり、弁証法的体系構成法一般を問題にする次元においては“領域的原理”をも「上向法」的に“導来”するのでなければなりません。今や、この件をも含めて、「端初」からの体系的「展開」の機制について論攷すべき次序を迎えている次第です。」 395P「上向」と「下向」の相互作用的弁証法

三 叙述体系の真理必然性と論理必然性

第一段落——これまでの便での論攷とのリンク 395-9P

(この項の問題設定)「体系的「展開」の論理、われわれの場合で言えば“原始函数”の“充動的展開”の論理構制について、構図的には既に第五・第六便で申し述べておきました。そして「下向」と「上向」との双方を念頭におきつつ、第七・第八便で“原始函数”の“整型ならびに充当”の判断論上の構制を問題にし、さらには「変化の当体」および「存在様相」という論件をも射程に入れながら、第九・第十便で体系的展開上の述定要件を勘案していたつもりです。本来ならば、これを承けて、弁証法における「運動論」とその「様相」規定、ひいては「法則論」を開陳しつつ、それを第十一便で述べた「論理的(規則的・当為的)必然性」の問題とリンクさせる仕事に立入るのが順序ということになります。これは迂生の場合、「命題的事態」と「事象的事件」との関係という重要な論件に通じるものであり、回避を許されぬ課題です。ところが、本簡の前置きの部分で申しました通り、この課題の前件となる「時間論」「空間論」「運動論」ひいては「法則論」の根幹に関わる問題について、雨宮民雄氏の画期的と想われる新理論が目下のところ未発表の状態で既在するという過渡期にありますので困憊(こんぱい)を禁じ得ません。けだし、前記の重要案件について卑見を書き綴る予定を一時宿題に廻し、この連続書簡を忽卒(こっそつ)に一旦“閉じる”ことにした所以でもあります。斯様な“ハプニング”もあって、体系的展開の論理構制を詳説

することは姑(しばらく)く差控え、さしあたり、既述の諸論点を統轄しつつ、前便から持ち越した論件に応えるという域で当座の責めを塞ぐことで次善といたしたいと念います。」

395-6P

ヘーゲルの止揚としての「原始函数」態「偕、第五便で紹介しておきました通り、ヘーゲルは「論理学」の「有論・本質論・概念論」に応じて「移行・照映・発展」という一往別々の展開機制を挙げるかたちをとってはおりますけれども、「発展」の論理において前二者を“総合”する配備を示します。ヘーゲルの謂う「発展」の論理構制は、歴史性と論理性とを“統一”した一種の「有機的成型」になっており、マルクスが厳しく批判する難点を免れません(註)。とはいえ、かの偉大な弁証法的体系家が“錯認”に陥りつつも、ともかくもそこで樹てている「発展」の構制、「有機的成型」の構制には「成素複合型」の普通の構制とは異質な、依って以って彼の「具体的普遍」を支える積極的な構案が孕まれております。われわれとしては、彼の誤てる存在論的理解を棄却しつつ、その積極的な構案を受け留めるかたちで、「原始函数」の“充當的展開”の構制を立てた次第でした。」 396P

(註) 前述した宿題②の「三位一体的展開」ということのとらえ返しの第二弾——少なくとも「歴史性と論理学」の一体性は、著者ははっきりと批判・否定しています。わたしはそもそも、「三位一体」というとらえ方自体が実体主義であり、このあたりは「相作論」的なところでとらえ返す必要性もあるのではと、とりあえず考えています。

「函数的措定」としての「上向法」の端初「“原始函数”の“充當”、降っては、“函数的措定態”の“充當的展開”の判断的機制は、構図的には、第七・第八便で述べたかたちをとります。が、アクチュアルには、これまた「著者」と「読者」との協働的営為に俟つものであり、それは、しかも、決して単なる「分析判断」として進行するものではなく、「総合判断」でもあります。——成程、“原始函数”が“函数的普遍”であり、「下向」の成果であるかぎり、「著者」にとっては展開は「分析判断」的ですが、「読者」にとっては——“総合判断”的な新知見の現成として覚識され、それを論理的脈絡に即して反省することにおいてはじめて「分析判断的」な関連性が対自化されるに及びます。但し、右に「的」と記した所以でもありますけれど、“著者の側にとっては分析”“読者の側にとっては総合”という具合に悟性的に振り分けてしまったのでは実状に合いません。“充當”はそれが「充當」であるかぎり、「分析的且つ総合的」です——。(このあたり、統計学的手法による、函数的連関態の変数探しのシュミレーションモデルに通じる事かと考えていました)。「端初」の場面において、フェノメナルな世界現相の原基的な規定性が「四肢的構造成態」「四肢的契機の相互媒介的な関係の統一態」という相で対自化されること、これが即ち、視角をかえて“原始函数”の側に定位して言えば、“原始函数”そのものの第一次的な充當にほかならないわけでした、この「充當」が「分析的で且つ総合的」であることは見易いところです。判断的措定「SハPナリ」(今、議論を簡略化するために「超(「メタ」のルビ)文法的主辞—賓辞 関係をもこの標記に含めます)は、第八便で詳しく論考しておきました通り、「Sハ(〇〇という契機に即して)Pナリ」という構制になっており、これを更に分析して言えば、「〇〇という規定性を依って存立せしめる所以の対他的反照関係において、S(の〇〇という規定性)ハ“函数”Pの“特定値”デアル」ことの認知という構制になっております。もう少し簡略に表現すれば、「Sハ(〇〇という規定性の相で内自化される対他的関係性に即

して)Pナリ」という構制になります。判断的措定は、このような構制になっている以上、よしんばフェノメナルに見出される規定性を分析的に覚識しているつもりでも、しかしかという特定の述語(他の述語ならざる当の述語規定)で賓述する規定性において対他的参照という契機(つまり、主語そのものから「分析判断的」に引き出すことのできない契機、この意味でカントの謂う「総合判断」的モメント)が介在し、この故に「総合的」であることを免れない次第です。」 396-7P

“原始函数”の“充当的展開”としての上向「われわれの場合、“函数”の“充当”というのは、判断の機制に即してその実態を言えば即自的なフェノメナルな与件についてしかるべき述語(これは事柄の本性上“函数的概念態”)を以って述定することにおいて、与件を述語＝“函数”の“特定値”として認定するという機制に应ずるものにほかなりません。——“原始函数”の“充当的展開”という言い方にはミスリーディングのところがありますけれども、右に記した機制からもお判りいただけるように、われわれの体系構成にあつては、アルケーたる“原始函数”とやらがヘーゲル式の主体＝実体として自己展開するわけでは毛頭ありません。ヘーゲルの謂う「発展」のように「観望」では済まない所以でもあります。このことそれ自身については今更コメントは不要だと思います。が、次の点だけは銘記しておくべきかもしれません。それは、ヘーゲルの場合、アルケーたる絶対者がいつも一貫した“主語”でありつづけ、述語的措定はその都度すべて当の“主語”(基体＝主体)に関する「定義」だという建前になっているのに対して(因みに、この建前のもとに主体＝実体の自己定立的展開と称するところから“歴史性と論理性の悪しき統一”(宿題②)の構制や「自己展開の観望」という構制が帰結するわけですが)、われわれの体系構成にあつては“原始函数”がいつも主語に立つわけではないということです。なるほど、体系の全体が“原始函数”の“充当態”であるという意味でなら、アルケーたる“原始函数”が一貫した“主語”(主題＝当体)であるという形式的な議論が成り立ち得ます。しかし、われわれの謂う“原始函数”は幾つかの“項”から成る“函数”態だとはいえ、“項”は定項でないどころかそれ自身“函数”(割切には“函数の函数”(錯分子構造、函数内函数)なのであり、局面局面で“項”の“充当”がおこなわれるわけです。しかも“原始函数”の“項”が直接主題的に充当されるのは原初的局面でのことであり、展開の途上では“原始項”という“函数”を形成する諸項(さらには、この項という函数を形成する諸項)が主題的に充当されます。上述の通り“項”への充当は、大きな視野で見れば“原始函数”の項の充当、遡っては“原始函数”の充当に違いありませんけれど、その都度の直接的な主題は大仰に原始函数と言うには及びますまい。このさい、併せて申しておけば「抽象化的—具体化的」「下向分析的—上向総合的」ということは(「上向法」「下向法」という大局的な次元でいえば「上向法」を採るマルクスに倣うのがわれわれの態度ですが)、大筋としての「上向」的展開の途次で適宜に活用することが許されるものと思います。マルクスの上向法においても恐らくそれが許容されている筈です。その場合、原理的に言えば、「上向」的展開の途次で用いられる「抽象的」「下向分析的」な手法や論述は、体系構成的展開そのものには内属せぬ“傍白的説明”と呼ぶべきかもしれません。このことは認めるに吝かでない心算です。しかし、いずれにしても弁証法における体系的展開は、形式論理的な演繹的推理の“一本道”ではないのですから、“傍白的斜坑”が“網(「もう」のルビ)様化”したとしてもそのこと

自体をあながちに厭う謂われはありません。(「有機醸成型」の体系構制に射影して言えば“進化系統樹式”になると言えるにしても、われわれの場合、諸枝節の“生態学的相関規定”を要します)。勿論、論理的循環に陥ったり、不必要な重複を来したりすることのないように留意すべきですし、体系的均整美ということも勘案されてしかるべきでしょう。そのかぎりでは斉一な「上向」が望ましいにしても、“函数態”の“諸項”を同時並行的に歩調を合わせて上向的に規定して行こうとするのは、至難であるばかりか、徒為な労苦を負わせかねません。要は、「具体的普遍」を可及的円滑に対自化して行く配備に懸っており、論理的に許容されるかぎり、形式性に拘泥する必要はないと考える次第です。」 397-9P

第二段落——「判断的措定」の“真理性”と「推理的連鎖」の“必然性” 399-402P

(この項の問題設定)「上向法的な展開は、形式性そのことに拘泥する必要はないにしても、論理的“必然性”の要求を伴います。では、弁証法的体系構成における論理的“必然性”の要求、および、真理性の要求に如何にして方法論的に応えるのであるか？ 前便から持ち越したこの問題に答えつつ、議論の具体化を図ることにしたいと念います。／順序として、まず「判断的措定」の“真理性”、「推理的連鎖」の“必然性”の問題を考えることにしましょう。」 399-400P

下向を含み込んだ上向法的展開「われわれの謂う「展開」は、“原始函数”の“充当”からして既にそうですが、“函数態”の逐次的“充当”という機制で遂行されるとは申しましたも、実際の手続としては、上述しました通り、それは与件的主辞対象を当該の函数態たる所知規定性に応ずる賓辞で述定するという「判断的措定」によっておこなわれます。(ここでの「判断的措定」を「换位」するとき“函数の充当”というかたちになる次第です)。この判断的措定によって、即自的な規定性が対自化され、概念的規定態へと転成します。(人は、このさいにみられる機制は、むしろ「下向」になるのではないかと言うかもしれません。迂生としては、或る意味ではそれを認めることもできます。但し、最も没規定的なフェノメノンからスタートするのであること、また、「判断措定」は一般論として「超文法的」な主辞—賓辞関係の次元でみれば、やはり“没規定的”[正しくは“規定以前の”]な x が $x \text{ als}(a)$ という相に「具体化」されるのであること、この故に、原理的な機制に即して言えば飽くまで「上向」的です。成程、この言い方では、「下向」といえども、「超文法的」な次元にまで遡ればその都度常(「つね」のルビ)に「上向的」だと言い倣しただけではないか、と反問されるかもしれません。或る意味では慥かにその通りであり、嚮に「下向分析的—上向総合的」の相補性を云々し、両契機の一つ独特の“総合”を云々した際には、実はこのことをも念頭に置いていた次第なのです。しかしながら、基本路線としては、最も没規定的なフェノメノンを「端初」的与件として出發しつつ、「上向的」措定によって成立した規定態を次のステップでの主辞与件として次々と“総合判断”的に具象化していくのですから、やはり「上向的」構制になっていると認められざるを得ないはずです。」 400-1P

「判断措定」の“真理性”の保証「われわれの場合、上述のごとき“充当的展開”の構制からして、その都度における「判断措定」の“真理性”の保証が愈々重要な条件になる次第でして、そこで判断的措定の真理性の認証がどのような機制で現におこなわれるのかということが茲で問題になります。／日常的思念においては、「SハPナリ」という判断的措定の真理性は<SはPである>という事態が“現に”“客観的事実”であるかどうかで決まる

ものと考えられています。人々の日常的思念で<SはPである>とい客観的事実が厳存する
かぎり、「SハPナリ」と判断をくだすべき(そして「SハPナラズ」と判断すべからざる)
当為(「ゾレン」のルビ的必然も存立するとされます。このさい、人々は「SハPナリ」と
いう判断は主観の側に属する表象結合であると考え、<SはPである>という事実は客観的
に自存するものであるとみなし、これら両者の「照応的合致の確認」という構図で真理性
の問題を考えているわけです。これは「表象と事物との一致」という伝統的な真理観にも
かなった想念であり、この想念を支える錯認の構造に鑑みるとき、それが根強い既成観念
をなしていることも決して謂われなしとしません。がしかし、判断的措定態というのは、
果たして、各人の“心”とやらの内部に在る“表象結合”なののでしょうか？ 第八便で指
摘しておきましたように、判断的成態を以って単なる“表象結合”とみなす思念そのこと
が実情に適っておりません。」401P

「判断措定」の“真理性”に関する哲学者たちの論考「哲学者たちは、そこで、カントの
時代このかた、日常的・伝統的な判断観を卻けるようになり、それに応じてまた真理観を
も漸次的に更新するに至りました。学史上の経緯などは一切省いて、構図だけを申せば、「S
ハPナリ」という判断は、超文法的な次元に遡って分析すれば「与件コレはSナリ」「Sな
るコレはPなり」という機制になっていること、この判断構造に留目しつつ、論者たちは、
判断とは客観的な与件(コレと指称される所与)に超文法的賓辞で表われさる“表象”ないし
“概念”(という“主観の側に本来属するもの”)を“投入”hineinlegenすることだと、と
主張します。迂生としては、原理的な立場性においては、この判断観をも卻けます。(結合
説・投入説の批判)——因みに、ヘーゲルも『小論理学』のなかで、次のように書いてこの
判断観を批判しております。「判断というと、人々はまず、主語と述語という二つの項の独
立を考え、……述語は主語の外部に、われわれの頭の内部にある普遍的な規定であって、
両者を私が結合することによって判断が成立すると考えている。しかし、“ナリ”という繫
辞が主語について述語を言い表わすことによって、外面的・主観的な包摂作用はふたたび
否定され、判断は対象そのものの規定ととられるのである。」「判断は、主語が即自的にそ
れであったところの述語規定性を対自的にするのであって、述語と主語と外面的結合関係
におくのではない」云々。迂生としては、ヘーゲルのこの言い方にも満足できません。“ナ
リ”という繫辞が……という議論では事態の構造が説明されていないからです——。」

401-2P

第三段落——判断的成態や命題的事態の構造をとらえ返す 402-4P

(この項の問題設定)「迂生としては「主観—客観」の二元的対立性を初めから前提してしま
うことなきフェノメナルな事態に定位しつつ、判断的措定における意味構造に即して判断
的成態や命題的事態の構造を把え返す態度をとりますので、“投入”説の立場とは前提的
了解の場面で既に相岐れます。しかしながら、『事的世界観への前哨』所収の「カントと先
験的認識論の遺構」で論じておきましたように、“裸の客観的事実”が眼前に転っているか
のような謬見を卻け、客観的事態と称されるものが既にいわゆる“主観”の側によっても媒
介的・反照的に規定されているという事情を表明する方便としては(“先験的主観形式”な
るものを「共同主観的に形成される意味形象」として把え返したうえでの話ですけれど)一
往のところ“投入説”に仮託して議論を進めることもできます。——迂生自身が「判断的

成態」や「命題的事象」(対象的事態)なるものについて、正規にはどういう構制で考えているかに関しては拙著『世界の共同主観的存在構造』所収の「判断の認識論的基礎構造」および『もの・こと・ことば』所収の「意味の存立と認識成態」をみて頂くことにして、ここでは暫く右に謂う“便法”を採ることによって次善といたします。」402-3P

共同主観性論「慮れば、人々は、判断的認識に先立って、<SはPである>乃至<SはPでない>という対象的事態・客観的事実が独立自存しているものと思念しております。慥かに、対象的事態は、各個人におけるその都度の判断的措定にとって既存の相で意識されます。対象的事実、個別的主観が“勝手に”思い抱く単なる“表象”とは別異の存立性をもっていること、それは慥かだと申せます。がしかし、<SはPである><SはPでない>という対象的事態なるものは「能知」の側と全く独立に自存する“裸の与件”ではなく、既にして判断的措定によって媒介されて存立するものです。それを自存的な存在とみなす一種の物象化的錯認であると言わねばなりません。この物象化を前提にするかぎりにおいてのみ、個々人の判断的措定と対象的事態との合致ということを以って真理性を云々する議論も成立します。しかし、物象化した相で映現する原事態に即して言えば、それは共同主観的に向妥当する「所与—所知」成態であって、判断的措定の真理性とは、実態においては、当の判断の共同主観的対妥当性(旧来の認識論、なかんずく、カント学派の用語法でいえば、「意識一般=認識的主観」に対する対妥当性)にほかなりません。(この点については前掲の拙著でも一応ふれてはおりますが、井上忠氏編『哲学』弘文堂刊、所載の拙論中「第三節、存立説から妥当説へ」を参照ねがえると御理解を得易いかと思います。われわれの立場では謂う所の「認識論的主観」なるものが歴史的・社会的に相対的であること、われわれの立場では「先験的主観性」とは共同主観性にほかならないこと、このことは申し添えるまでもありますまい)。」403-4P

共犯性「是を以てみれば、「上向」法的展開を支える判断的措定の真理性は、「読者」が「著者」の提題を承けて“共犯的”に「認識論的主観にとっての対妥当性」の相で当該命題を *Beurteilen* (判断)することに懸っております。」404P

まとめ「爰において、「われわれ」が真理性の要求の衝迫に由って当為必然的に措定する判断は、既成的事態なるものの模写的追認ではなくして、まさしく「対象構成的」であり、前便に謂う「判断的措定と対象的相在との相互媒介性」がそこに存立する次第なのです。」404P

第四段落——弁証法の形式論理学のアウフヘーベンの取り込み 404-8P

(この項の問題設定)「上向法的展開における推理連鎖は、右に述べた構制での“真理必然性”の要求という一種の当為必然性のもとに成立するものであり、公理演繹法の流儀での単なる“論理必然性”に由るものではありません。とは申せ、弁証法といえども「矛盾律」その他のいわゆる形式論理上の「規則」を顧から無視するものでなく、それをアウフヘーベンしたかたちにおいて“取り込んで”いることは前便で申し述べた通りです。このかぎり、一種の“論理的・規則的”な必然性、推理的連鎖の“正当性”をめぐる問題が弁証法の場合にも一応は存立します。」404P

矛盾律のアウフヘーベンの取り込み「弁証法的体系における論理的展開にあつては、形式的な論理規則なるものを絶対的な規範としてあらかじめ前提することなく、原理的には

あくまで、その都度の判断的措定の真理性を規矩(きく)とする態度に徹しますので、事柄に迫られるかぎり、矛盾律の“干犯”をも辞しません。正確に言い換えれば、矛盾律が厳密には妥当し得ないことを“真理性”に基づいて指摘します。——いつぞや申しました通り、矛盾律の厳密な妥当性ということは、不変不易で自存的な存在界(少なくともそのような“世界要素”)の現存を前提するわけですが、例えば数学的世界などのごときイデアールな存立界(つまり、それ自身としては実在しない想定的所知界)は別として、現実世界は「万物流転」の相にあり、しかも「反照的關係規定態」である以上、現実界に関しては矛盾律の存在論的前提条件がそもそも充たされません。矛盾律が前提する“対象的同一性”は原理的な次元で言うかぎり、一種の暫定的・便宜的な(悟性的手続上の)劃定にすぎない所以です——。弁証法的論理においては、矛盾律の原理的妥当性を認めない以上は、例えば「帰謬法」(背理法)のごとき手続も原理的次元では用いることができません。原理的には、定立の側と反定立の側とをそれぞれ真理性に即して検討する必要のある道理です。そして、立入って検討するとき、当初の悟性的劃定そのことの限界性が対自化され、当初の推定・反措定の単位そのものがアウフヘーベンされます。」404・5P

「対話」の成立条件として論理的“規則”「茲で論題にしておかねばならないのは、「著者」と「読者」との「対話的構制」をわれわれが云々する以上は、「対話」の成立条件として論理的“規則(「ルール」のルビ)”が“前提”されざるをえないという事情に関連する次元においてです。／フェノメナルな即自的端初に定位しつつ著者と読者との対話が開始されるその場面において既に一定の“規則(「ルール」のルビ)”が存立していなければそもそも対話が成立しえないことは前便で申しました通りです。「著者」と「読者」とが「言語(「ラング」のルビ)”を共有していなければならないことをはじめ、前便で挙げた最小限の要件が、体系的展開の当初的場面から要求されます。学知的反省の見地からいえば、そのかぎり、一定の“論理的”規範・規則が前梯になっていることを否認しません。それでは、当の論理的規則を体系構成法上どのように位置づけるのか？これが当面する問題の焦点になります。」405・6P

言語的前提とその他の規定すること「偕、論述が宙に発せられた単なる言葉に終わることなく「論述」として実効性をもつためには「読者」の理解に俟たねばならず、従って、論述は体系以前のなものですら「著者と読者とが一定の言語的規則を“共有”していること」を要件とします。この「論述上の条件」からして、およそ体系的叙述なるものは、必ず一定の言語的規則を前梯にするのであり、われわれの場合も勿論、その範に漏れません。しかし、唯今大仰な言い方をした事柄の内実は、実際問題としては「言語(「ラング」のルビ)”を前提するという当然事に尽きると言って突き放すこともできましょう。それにもかかわらず、敢て仰山な言い方をしたのは、勿論魂胆があつてのことです。——言語的規則、つまり、意味論的・語用論的な規則のうちに、一定の論理的規則が即自的に含まれております。従って「言語」を前提するという一定の“論理的規則”を前提にしてしまつてゐることを意味します。そこでもし、「人工言語」で叙述するとすれば、その「人工言語」はそれを規定する自然言語を更に前提するわけで、そのさいの前提は多段的になります。尤も、内容的にはその場合のほうが前提事項が少ないというのが実情かもしれません。が、その場合には、自覚的に規定された規則を前提にすることになりますので、出発点におい

て既に「より多く」の自覚的規定性を立てる仕儀になります。このゆえに、自覚的な規定性を可及的に排却してフェノメナルな場面から出発しようというわれわれの志向にとっては、「人工言語」ではなく、「自然言語」の使用から出発するのではありません。」

406-7P

更なる問いと答え—真理性の対自的とらえ返し「我々の場合、こうして「自然言語」を与件的前提とし、そのかぎり、そこに即自的に“含まれて”いる一定の論理的“規則”を前梯的に受容する所以となります。そうすると「端初」はフェノメノンだけではないことになるのでしょうか？ 答は、こうです。既成の「自然言語」を用いざるをえないというかぎり、メタ・レベルで省察すれば、われわれは体系的展開の当初から一定の論理的規則を“前提”していることになるが、しかし、それはメタ・レベルの省察に属することであって、体系そのものの内部に最初から“体系内規則”として配位されているわけではない云々。そして、謂う所の言語内在的な論理的規則のうちにいわゆる矛盾律などが含まれているとしても、それは“暫定的”な規範的ルールであって、上述の“真理性”の規矩に基づいて、当のルールそのものがやがて検討され、対自的に規整される運びとなります。」

407P

サンクションの中で形成される共同主観性「弁証法的な体系構制においては「展開」を認証する“最終審廷”は、推論の形式的規則ではなくして、判断的措定の場における上述の当為的必然性の覚識に置かれると申せば趣意を簡潔に表明できるかもしれません。ここに謂う“真理性”の要求の衝迫のもとでの判断的措定の当為(不許不(「ゾレン」のルビ))的必然性の覚識、これが肯定的・否定的な判断にさいしての態度決定を規制するものにほかならないのですが、この当為的必然性はもはや“規則(「ルール」のルビ)”を自覚的準繩としての必然性ではありません。それは発生論的な機制に即して言えば、間主体的な実践的交通の場でサンクションを通じて形成される一種の“深層催眠的な”機序(註)であり、この歴史的・社会的・文化的相対性の埒内で個々の認識主観が所謂「認識論的主観」へと間主観的＝共同主観的に自己形成を遂げて行く過程と相即的に成立するものです。この件に立入ることは、しかし、実践哲学的な「価値」次元の主題化を要求しますので、(『世界の共同主観的存在構造』所収の「デュルケーム倫理学説の批判的継承」および「歴史的世界の協働的存立構造」の参看を願うことにして)ここでは“臆言”のかたちに止めます。」407-8P

(註) これは、わたしの「吃音者」としての当事者性の問題での、「二次性の(高次化した)吃音」として(わたしはそれ以前に吃音的話行為を常態化していく過程において、サンクションが機能していると押さえているのですが)、深層心理的な「どもるまいとしてどもる」という行為に剗切に当て嵌まります。なぜ、そのようなことをするのか、というところで、吃音自体を「障害」としてとらえるこの社会の「常識」があるのですが、これこそがまさにサンクションを押さええない物象化だとわたしはとらえています。

第五段落——最後のまとめ 408P

「著者」と「読者」との対話的構制による体系構成の展開相を範式化するにあたっては、主題的与件がフェノメナルに“表象”的次元で現前する場合と主題的与件そのものが既に「概念」化されている場合との位相差に応じて方法論的に配慮すべき事項の勘案をも要しますし、弁証法における体系構成法を周到に論攷するさいには当然関説すべき論件が猶

いくつも残っておりますが、それに立入るためには、因果論的法則性や運動論的存在様相の定式、「命題的事態」と「事象的事件」との関係づけ、等々、——嚮にお断りしたような事情から姑く“宿題”に廻した(註)——これら一連の論件が先決問題になりますので、ここでは取敢えず、「端初」の設定ならびに「展開」の論理の基幹的構制について卑見を一通り綴ったところで、ひとまず擱筆することに致します。」408P

(註) この「宿題」は、雨宮民雄論文に関して「論攷中」ということで棚上げしたことを指していると思われます。395-6P これがその後どうなったか、とりわけ、『存在と意味』に出てこないか、宿題④として自らに課します。ちなみに、宿題①②に関しては、一応中間的意見として書きました。③の「ユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学とのあいだにパラダイム転換はあるのか？」ということは、引き続いている課題として検証していきます。——(追記) ユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学とのあいだにパラダイム転換はあるのか？という問いに関しては、廣松さんは『存在と意味』の中でパラダイム転換を主張しています。

インターネットへの投稿から

2024.7.6 石丸元安芸高田市長「勝つ」とか「生き残る」発言批判への同調コメント(註)

選挙を全権委任と取り違えています。ヒットラーの発想です。橋下徹元大阪市長と同じ発想です。

それにしても、「排除します」の小池都知事、パワハラ石丸元安芸高田市長、極右田母神元自衛隊幹部、ファシスト的候補者の暗躍、反ファシズムで投票を！

(註)

これはYouTubeで流れていた石丸伸二発言を引用したARC TIMESの報道映像に反応したことです。映像は動画でなく、動画を写真映像したものを流していました。ぞっとする映像です。字幕を文字起こししておきます。

2024年4月7日あきたかた Meet-up#16

理解のない人もいるとね

自分より先に死にますから

ね 僕らの方が長く生きるんです

生き残るんですよ

僕らの勝ちですよ

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 153号」アップ(24/7/18)

◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>

◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。

◆「反差別資料室 C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。

◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

(編集後記)

◆月二でペースをつかんでいます。しばらくは続けます。

◆巻頭言は、「社会変革への途」で、四つのテーマから提起して行くことで、二つ目に入りました。反差別の問題。5回シリーズの三回目です。

◆読書メモは [廣松ノート (5)] の『弁証法の論理』の8回目です。後、一回で終わります。

◆「インターネットへの投稿から」は都知事選挙でコメントしたこと。選挙のあとになって、もっと悲惨な状況が明らかになってきました。それにしても、これ自体が問題視されていますが、主要候補とされるひとの四人の内、立憲野党以外は、ファシズム的なひとばかり、しかも、当選したひとは逃げ回って、公務で選挙宣伝をしているというどう見ても違法なことをしていました。

唯一の希望は「独り街宣」という運動スタイルが広がって行ったこと、ここから、何か新しいうねりのようなことが、出てきているのではと想えます。

◆小泉元首相からなのですが、「ぶっ壊す」というポピュリズム政治の横行には、ファシズム的なことを感じています。石丸安芸高田前市長は、トラブルを起こして注目されるという手法、恐ろしいものがあります。

パワハラ、差別的言辞、まさにファシズム的な動き、インターネットを使った、他の「インフルエンサー」とか言われているひとたちの動きとともに、これらの表出を徹底的に批判していくことが必要になっていきます。次回の巻頭言で、ファシズム批判を取り上げます。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作ら

れていますが、そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされてきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>